

高知県立高知追手前高等学校

いじめ防止基本方針



平成27年4月

はじめに

本校は、校訓「質実剛健・文武両道」のもと、次代を担うリーダーとして、志を持って自ら積極的に行動できる生徒の育成を目指して教育活動に取り組んでいます。

教育重点目標

人間尊重の精神の育成
学力・体力の向上
秩序ある生活の確立
環境保護の精神の育成
国際人としての素養の涵養

校訓

質実剛健・文武両道

レオスピリット

奮闘努力の精神

SI（スクール・アイデンティティ）

「将来を見据え、次代をリードする人材の育成」

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・「知性・理性の育成」・「規律を守り伝統を重んじる精神の育成
(不易流行の精神)」・「時代に応じ、社会の発展に寄与する人材の育成」 | <ul style="list-style-type: none">①科学技術立国を支える人材の育成②国際力の向上(グローバル化への対応)③地域を支える人材の育成④社会性の涵養 |
|---|---|

目指す生徒像

知

認識力

自分を知り、社会のために
何ができるかを判断できる
生徒

動

行動力

志を持ち、目標に向かって
自ら積極的に行動できる
生徒

情

共感力

崇高なものや他者への
共鳴ができる生徒

本校ではこれまでも、全校生徒が安心して学校生活を送り、自他ともに大切にできるよう、いじめを抑止し人権を守る土壌をはぐくみ、いじめを許さない学校作りをしてきました。

今回の、国による「いじめ防止対策基本法案」制定を機に、日常の指導体制を定め、いじめ問題に対する基本認識を共有するとともに、取り組みをさらに充実させるために、本校のいじめ防止基本方針を示すことにしました。

第1章 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめ問題は、全ての生徒に関係する問題であり、生徒が安心して学習、部活動、その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず「いじめを行わない」「いじめは許さない」という姿勢を持ち、いじめ防止等のための対策を、以下の理念のもとに定める。

- (1) 学校は教育活動の全てにおいて、生命や人権を大切にすることを貫く。
- (2) 教職員は、生徒一人ひとりがかげがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援する。
- (3) 保護者との信頼関係を構築し、地域や関係機関との連携・協力を努める。

第2章 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる
- 意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる
- わざと、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

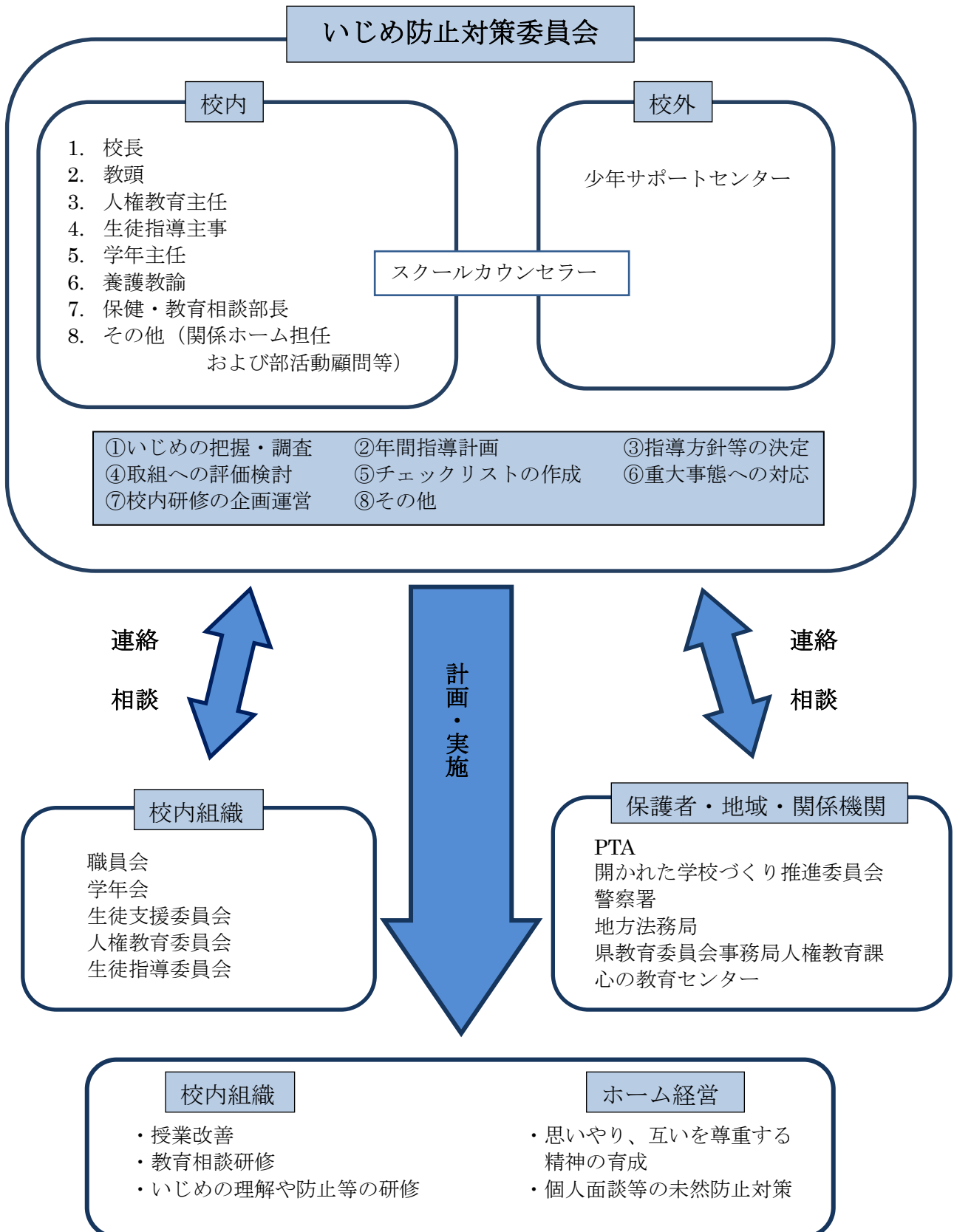
第3章 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

第4章 いじめ防止等の対策

第6章でも詳しく述べるが、いじめ問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめはどの学校にも起こりうる」という認識を全教職員が持ち、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を学校に設置する。



年間計画

	1年	2年	3年	全体
4月	相談窓口の設置 生徒・保護者への 周知 生徒状況の集約 人権アンケートの 実施 オリエンテーショ ンの実施 個人面談の実施	相談窓口の設置 生徒・保護者への 周知 生徒状況の集約 人権アンケートの 実施 オリエンテーショ ンの実施 個人面談の実施	相談窓口の設置 生徒・保護者への 周知 生徒状況の集約 人権アンケートの 実施 個人面談の実施	いじめ防止基本方針のHP掲載 第1回生徒支援委員会
5月	第1回学校生活ア ンケートの実施 学年集会	第1回学校生活ア ンケートの実施 人権講演 学年集会	第1回学校生活ア ンケートの実施 学年集会	第1回いじめ防止対策委員会 ・年間計画確認 ・人権アンケート結果の共有 第2回生徒支援委員会 下宿生生活指導 PTA総会 ・アンケート結果の共有
6月	ホームマッチ	ホームマッチ	ホームマッチ 人権講演	教育相談研修会 公開授業月間（授業力向上） 第3回生徒支援委員会
7月	保護者（三者）面 談 ・家庭での様子 の把握 人権啓発劇の鑑賞	保護者（三者）面 談 ・家庭での様子 の把握	保護者（三者）面 談 ・家庭での様子 の把握	第1回開かれた学校づくり推進委 員会 第4回生徒支援委員会 第1回人権教育校内研修 リーダー研修（生徒会）
9月	スタディーサポー トの実施			

	1年	2年	3年	全体
9月	学園祭 文化祭 体育祭 人権学習	学園祭 文化祭 体育祭 人権学習	学園祭 文化祭 体育祭 人権学習	第5回生徒支援委員会 第2回いじめ防止対策委員会 ・進捗状況確認 ・アンケート分析
10月	ホームの日 第2回学校生活ア ンケートの実施 個人面談の実施	ホームの日 第2回学校生活ア ンケートの実施 個人面談の実施	ホームの日 第2回学校生活ア ンケートの実施 個人面談の実施	第6回生徒支援委員会
11月	人権教育体験学習 ようこそ先輩講演		3年間の人権教育 取組へのまとめ	公開授業月間（授業力向上）
12月	英語ディベート大 会 保護者（三者）面 談 ・家庭での様子 の把握	英語ディベート大 会 保護者（三者）面 談 ・家庭での様子 の把握	保護者（三者）面 談 ・家庭での様子 の把握	下宿主と学校の懇談会
1月		人権の主張 ・クラス発表 ・学年発表		第7回生徒支援委員会
2月	個人面談の実施 1年間の人権教育 取組へのまとめ	個人面談の実施 1年間の人権教育 取組へのまとめ		第2回開かれた学校づくり推進委 員会 第8回生徒支援委員会 第2回人権教育校内研修
3月	卒業式	卒業式	卒業式	第3回いじめ防止対策委員会 ・1年間の振り返り ・検証 ・次年度の計画

第5章 P T Aや地域の関係団体等との連携について

- ① P T Aや地域の関係団体との連携促進
P T Aや地域の関係団体と連携し、問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題等に関する研修を行う。
- ② 地域とともにある学校づくり
学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の子どもの育み、いじめ問題の解決を進めていくために、開かれた学校づくり推進委員会とともに、学校のいじめ問題の取組について検証する。

第6章 いじめ防止のための取組（高い人権意識を備えたリーダー育成のために）

本校は「次代をリードする人材の育成」をスクール・アイデンティティーとし、知（自分を知り、社会のために何ができるかを判断できる生徒）、動（志を持ち、目標に向かって自ら積極的に行動できる生徒）、情（崇高なものや他者への共鳴ができる生徒）のバランスのとれた生徒を育てることを目指している。

そして、そのためには高い人権意識を育てることが、全ての教育活動の根幹とならなければならない。

そこで以下に述べるように、**1**学校文化・環境整備（教職員、保護者）、**2**学習（生徒）、および**3**行動・関わり（生徒）の3つの観点から、人権意識育成に取り組むことで、本校が目指す生徒の育成に取り組んでいきたい。

1 学校文化・環境整備（教職員、保護者）

- ①相互参観授業を含む校内の教員研修を、人権意識を高める工夫という点で見直し、教員の指導力向上につなげる。
- ②教職員ひとりひとりが、面接や日々の指導をとおして、生徒の状況を把握し、学年会や進路検討会、職員会等での情報の共有に努める。
- ③学年P T AやP T A研修会等をとおして、保護者に対する人権意識啓発を行うとともに、家庭との連絡体制を確かなものにする。
- ④教育相談部を中心として、組織的に校内全体の人権意識を高める工夫を行う。

2 学習（生徒）

- ①人権問題に関する生徒主体の発表や生徒同士による討議等を行い、共感力や人権への感性を磨く活動に取り組む。
- ②図書館活動を一層充実させることで、読書をとおした人権問題への意識高揚をはかる。
- ③学問的な深みに触れる教科学習をとおして、豊かな人間性と教養の育成をはかる。

3 行動・関わり（生徒）

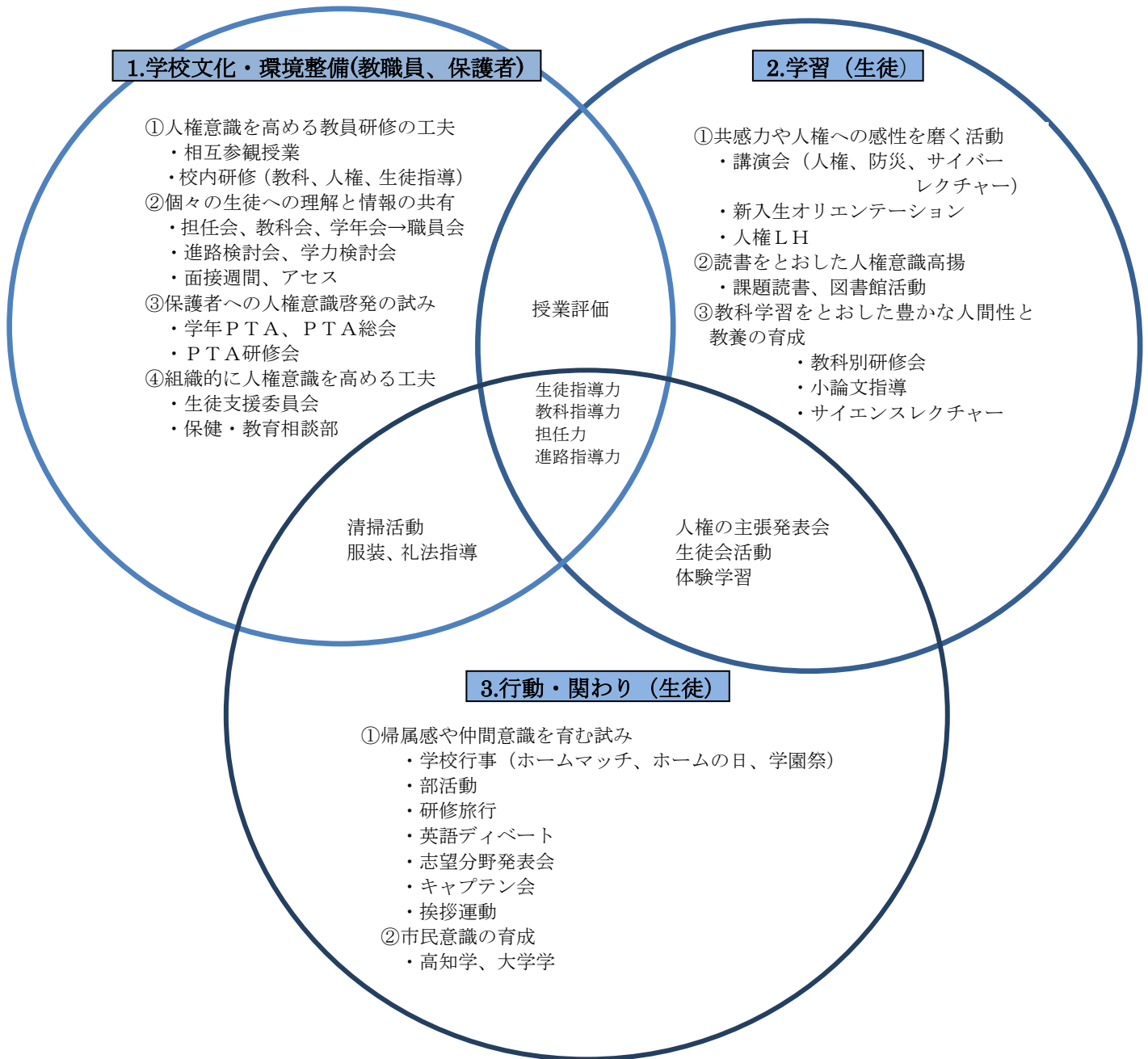
- ①主体的に学校行事や部活動等に関わることで、チーム追手前への帰属意識や誇りを育むとともに責任感や仲間意識を育てる。
- ②地域や社会を知ることで、公共的な意識や市民意識の育成をはかる。

以上を支える基本的な教員力として、個々の教員が、以下の4つの力を高いレベルで有する学校風土実現を目指す。

- ①生徒指導力（規範意識）
- ②教科指導力（自己肯定感）
- ③担任力（自己有用感、連帯感）
- ④進路指導力（公的自己実現）

*その他各領域に共通する活動等については、次ページの概要図参照

いじめ防止のための概要図<高い人権意識を備えたリーダー育成のために>

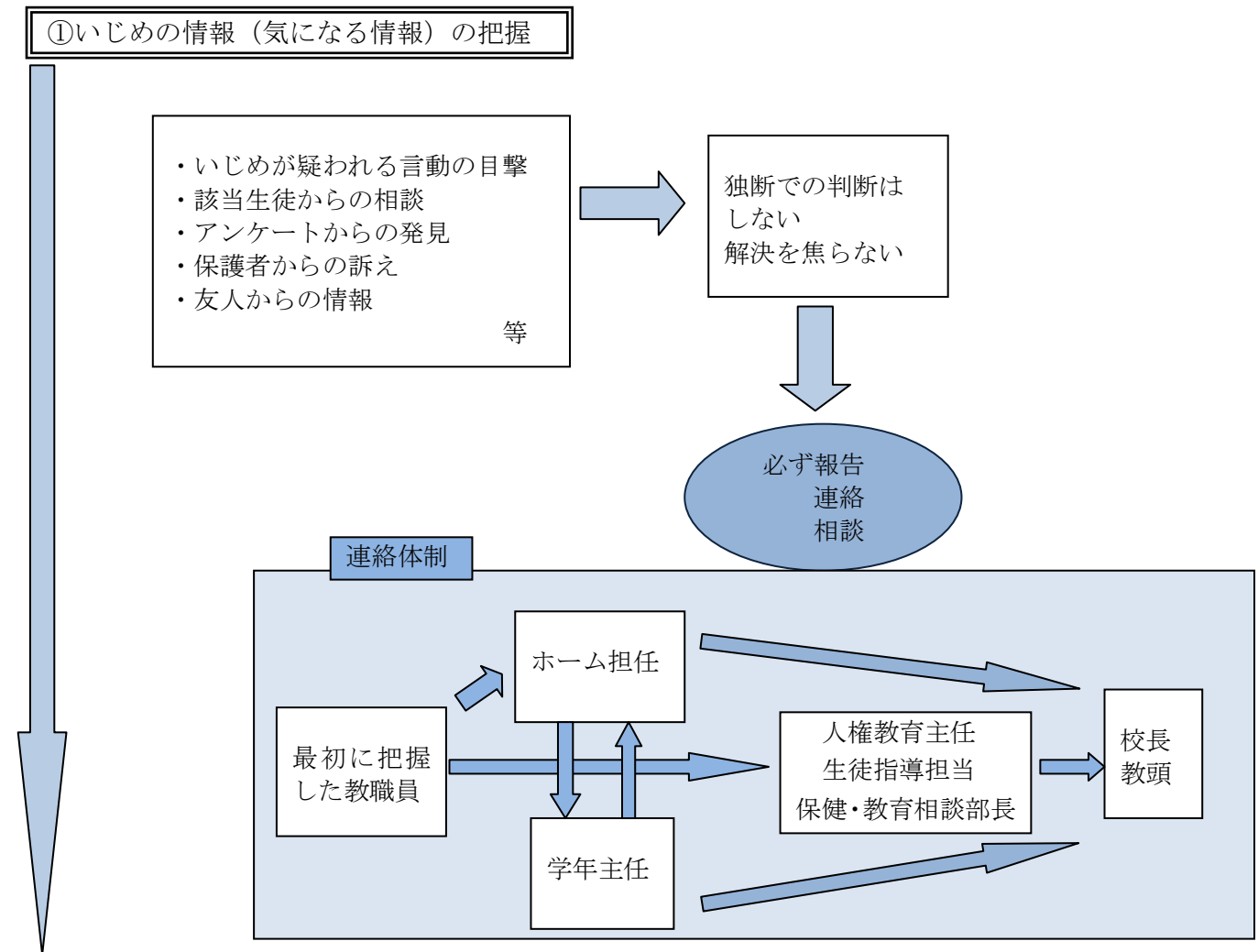


第7章 いじめの発見から解決まで

1 発見の具体的手立て

- ①アンケート（定期的）
- ②教員の気づき（朝夕のSH・休み時間・昼休み・放課後・クラブ活動時間など）と情報交換・共有化
- ③面談（面談週間・教育相談週間など）
- ④家庭の気づき（日頃からの生徒の様子について連絡できる体制づくり）
- ⑤相談窓口の複数化（担任・学年主任・保健室・部活顧問・カウンセラーなど）
- ⑥生徒自身による取組（ホームルーム活動・生徒会・部活動・ボランティアなど）

2 発見から指導にいたる組織的対応



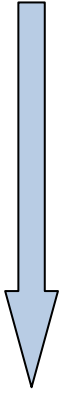
②対応チームの編成

校長、教頭、人権教育主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、保健・教育相談部長
ホーム担任、生徒支援担当教員、スクールカウンセラー、部活動顧問 等

※事案に応じて、柔軟な編成

③対応方針の決定・役割分担

ア 情報の収集、整理



- イ 対応方針の決定
 - ・緊急度の確認
 - ・事情を聞き取る際や指導時に留意すべき点の確認
- ウ 役割分担
 - ・被害生徒からの聞き取りと支援担当
 - ・加害生徒からの聞き取りと指導担当
 - ・周囲の生徒、全校生徒への指導担当
 - ・保護者への対応担当
 - ・関係機関への対応担当

④事実確認と支援・指導

ア 事実確認（原因究明）

いじめの状況、いじめに至った背景等をじっくりと聴き、事実に基づく指導・支援を行えるようにする。

聞き取りは、被害生徒 → 周囲の生徒 → 加害生徒の順で行う。

(聞き取りの際の留意事項)

- 複数の教員で行う。
- 先入観に陥らないよう留意する。
- 安心して話せるよう、その生徒が話しやすい場所等に配慮する。
- 秘密を厳守し、必ず被害生徒を守る。
- 聞き取りを終えたら、保護者に来校していただき、説明する。

イ 被害生徒（いじめられた生徒）への対応

- ・被害生徒に対して、徹底して味方になれるよう、いじめを絶対に許さないことや今後の指導について伝える。
- ・スクールカウンセラーとも連携し、心のケアに努める。
- ・いつでも相談できるように、具体的な相談方法を伝達する。

ウ 加害生徒（いじめた生徒）への対応

- ・いじめに至った背景を考慮しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・自分の行動を内省させ、被害生徒の辛さに気づかせ、二度と繰り返させないよう指導する。
- ・必要であれば、関係機関とも協力し、いじめは絶対許されない行為であることを認識させる。
- ・反省期間が終了した後も、教員との交流の中で成長を促す。

エ 生徒全体への対応

- ・被害生徒の秘密は厳守し、その上で、あるべき集団のあり方等を指導する。
- ・ホーム、学校の雰囲気常に気を配り、学校行事等を通じてより良い集団作りに努める。

オ 保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として被害生徒を徹底的に守っていくことを伝え、対応を具体的に伝え、理解していただく。
- ・経過報告をこまめに行い、協力を得る。

※ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、警察署や地方法務局等の外部機関と連携して対応する。

また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

第8章 重大事態への対処

早期対応による事実確認の結果、重大事態が発生した場合は以下のように対処する。

①重大事態の発生

(重大事態の意味について)

- いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - 年間30日の欠席を目安とする
- 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し立てがあったとき

②県教育委員会が重大事態の調査主体を判断

本校が調査主体の場合

県教育委員会が調査主体の場合

- 重大事態の調査委員会を設置
組織は、校内の教職員に加え、専門的知識を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者で構成
- 事実関係を明確にするための調査を実施
- いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報提供
- 調査結果を県教育委員会に報告
- 調査結果を踏まえた必要な措置

県教育委員会の指示のもと、資料の提出などへの調査協力

県教育委員会からの指導・助言